

# 議会改革検討調査会記録

1 日 時 平成29年11月29日（水曜日）

開 会 午後 1 時 0 7 分

閉 会 午後 2 時 4 6 分

2 場 所 第 1 委 員 会 室

3 出 席 委 員 1 4 人

座 長 柞 山 数 男

副 座 長 江 西 照 康

委 員 久 保 大 憲

// 竹 田 勝

// 上 野 蛭

// 木 下 章 広

// 押 田 大 祐

// 高 田 真 里

// 大 島 満

// 尾 上 一 彦

// 村 石 篤

// 佐 藤 則 寿

// 赤 星 ゆかり

// 村 家 博

4 欠席委員 0人

5 職務のために出席した者

**【議会事務局】**

事務局次長	岡地 聡
庶務課長	金山 靖
議事調査課長	福原 武
議事調査課主幹	坂口 輝之
議事調査課副主幹	石黒 隆司
議事調査課主任	金井 沙織

## 6 協議結果について

### (1) 改革実施項目の事後検証（PDCAサイクル）について

（提案の趣旨：平成21年より議会改革検討調査会等が多くの課題を検討、調査、決定している。これらについて、マネジメントサイクル（PDCA）に従い、チェックすべきである。）

### (2) 議会改革の本市議会の客観的な立ち位置の研究について

（提案の趣旨：全国的に見て、本市の改革の度合いはどの程度か、調査研究すべきである。）

実施する。（提案どおり、これまでに決定してきた項目や、今後、取り組んでいく項目について、継続して、主体的・客観的な検証を行い、改革の歩みを進めていく。）

### (3) 政策検討会議の設置について

（提案の趣旨：議会発の積極的な条例提案や政策提言づくりを目指し、会派を超えて多様な行政課題への合意形成に努め、幅広い住民ニーズを市政に反映させる。）

継続して協議する。

### (4) 議会主催の議会報告会・意見交換会の開催について

継続して協議する。

### (5) 請願・陳情者の意見陳述の制度化について

現状どおりとする。

## 7 会議の概要

座長 ただいまから、議会改革検討調査会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（2名）について諮る  
…許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

座長 協議に先立ち、調査会記録の署名委員に、赤星委員、村家委員を指名いたします。これより、本日の協議事項に入ります。本日の協議事項については、皆さんにあらかじめ配付させていただきましたが、1番目は改革実施項目の事後検証（PDCAサイクル）について、2番目は議会改革の本市議会の客観的な立ち位置の研究について、3番目は政策検討会議の設置について、4番目は議会主催の議会報告会・意見交換会の開催について、5番目は請願・陳情者の意見陳述の制度化について、であります。順次、協議を進めさせていただきたいと思っております。それでは、1番と2番は少し関連もありますが、改革実施項目の事後検証（PDCAサイクル）について、これまでの改革実施

項目をお手元に配付しておりますので、まず、事務局から、この内容を説明させます。

議事調査課長 〔資料「富山市議会の主な改革等の取組み  
H19～」により説明〕

座長 今ほど、改革実施項目の事後検証に関するものとして説明いただいたわけですが、2番目の項目は、その議会改革の本市議会の客観的な立ち位置の研究ということで、民間ではなく、私たちのこの議会で、どう評価するかということでもありますので、協議事項の1番と2番につきましては、一緒に協議をしてはどうかと思います。うなずいておられますので、1番と2番については一緒に議論をしたいと思います。どなたからでもいいですので、御意見をお願いします。

久保委員 この改革実施項目の事後検証については、自民党会派から提出させていただいております。きょう配付された資料では、平成19年から諸先輩議員が議会改革に取り組んできた成果が書かれております。富山市議会は、いろいろな形で、市民の皆様から、議会改革がちゃんとなされていないのではないかというような御指摘もいただい

りますが、こうやって資料にまとめてみますと、鋭意、改革に取り組んできている、そういったところもあると思います。私たち議員、議会は、当局の事業に対して、しっかりとチェックをするという役割も担っておりますから、逆に自分たちが決めた、この新しいルール、議会改革についても、実際に、こうやってつくってきたものを、今、もう一度見直して、本当に効果があるものなのか、または、よりいい効果を出すためには、どうしていけばいいのかというようなことを、改めてしっかりと検討しながら、新たなものにも目を向けていくということが必要なのではないかということが、自民党会派から提出した趣旨であります。

村石委員

2番の、議会改革の本市議会の客観的な立ち位置の研究について、意見を述べさせていただきます。政務活動費の不正問題、あるいは、不適切使用について、市民の議会に対する不信感が本当に強まったということは、議会として、しっかりと受けとめなければいけないと思います。その上で、3つのことをお話します。1つ目は、議会の透明性、議会活動の透明性が求められているということです。具体的に言うと、政務活動費の使い方が適正に行われているのか

ということ。それと、議会としてどういう活動をしているのかということ、議会報告会という形で、市民に報告をしていくということがあると思います。2つ目は、市民の声を、しっかり議会として受けとめるということが大事だと思います。そのための1つは公聴会です。議会として公聴会を開いて、市民の意見を直接聞くということや、請願についても、市民の声ですので、真摯に受けとめていくということが求められていると思います。最後に、3つ目です。私たち議会に求められていることには、政策立案能力を高めるということがあると思います。後から出てきますが、政策検討会議などを開いて、政策立案能力を高めることに努めるということ。それから執行部一いわゆる行政側で自治事務が適正に行われているのか、予算が適正に使われているかのチェック能力を高めていくということが必要だろうと思っております。

佐藤委員

評価という点で、今、村石委員からもお話がありましたが、協議事項の3点目、4点目、5点目にもかかわるものですので、また後から述べたいと思いますが、資料としてこのようにまとめていただきました。まだ改革の渦中ではありますけれども、特に

平成28年、29年は御案内のとおり、こういった議会改革検討調査会も積極的に、具体的に進める中で、各派代表者会議など、それぞれの協議の場において、いろいろな検討をしていただいております。ごらんいただいているとおり、まだ、渦中という前提でありながらも、着実に改革が進んでいるということで、市民の方にも、細かい評価をいただければと思っております。私は今の時点で、特に改めて改正をすべき内容があるというふうには思っておりません。これらの点については、全て概ね順調にしているという理解をしております。

赤星委員

提案者に質問なのですけれども、1番は改革実施項目の事後検証（PDCAサイクル）についてという御提案ですが、今、資料が配られて説明がありました改革の実施項目は多岐にわたっています。この中の、具体的にどの項目一全てについて、それをやるのか、どのような方法でやろうというのか、まずお聞かせいただければと思うのですが。

座長

一つ一つについて話す時間はありませんので、赤星委員が気づかれたことを、少し述べていただければと思います。



## 赤星委員

私は、検証自体は非常によいことだと、大切だと思っております。ですが、配付された資料の、たくさんある項目を見ると、このように改めて検証する必要があるものとならないものがあるのではないかと思うのです。例えば、平成29年4月から、一般質問の年間持ち時間を1人90分から120分としました。これについては、この議会改革検討調査会で、かんかんがくがく議論をしましたがけれども、最後は、全会一致ではない形で決まりました。これは、また1年たってからですか、見直しましょうということになっております。議会の一般質問というのは、それぞれの議員が当局をチェックする最大の、一番大切な発言の機会でありますから、それは本当に検証をして、見直していかなければならないと思っております。その他の項目について、例えば、公費による海外視察の廃止ですとか、会議出席費用弁償の廃止などについては、これは検証しなくてもよいのかなど。必要なものと必要ではないものがあるということを1番については思います。それと2番についてですが、先ほど座長がおっしゃった中で、私たちのこの議会で決めるのだということが気になりました。それですと、客観的ではないのではないかと思うのですけれども

……。民間ではなくて、この議会でとおっしゃいませんでしたか。

座長                   この検討事項の文面には客観的な立ち位置と書いてありますので、そのことと私が言ったこと一要するに、富山市議会として、個人であれば主観的になるし、みんなであれば客観的になるという表現にもなると思いますが、私たちのこの富山市議会でどう評価していくかということ述べたものがあります。そういう視点で発言していただければと思います。

赤星委員               自民党会派が提案された趣旨というのは、そういうことなのでしょう。

江西委員               例えば、一般質問での一問一答方式ということは、大分前からやっています。今回、議会運営委員会で視察に行ったのですが、この一問一答方式の導入が議会改革の1つの目玉になっている議会もあるわけですね。そういったことで、富山市議会もいろいろと議会改革は進めてきたかと思うのですが、ここ最近の議会改革は、議会事務局職員3人の増員という犠牲を払っているということ私たちは忘れてはならないと思うのです。議会としての改革というような表現も

ありますが、市民に対して、実際には職員3人分の税金をつぎ込むようなことに至っているということにも責任を持たなければならないとっております。改革を行う中で、やはり客観的に一これは当然、そういった責任があるわけですので、検証をするということは、当然、必要であると思えます。外部の目からということでは、よく出てきますのは、早稲田大学マニフェスト研究所のものです。これはよいところもあれば、マニフェスト研究所のものが本当に正しいのかなと思うところがあるわけですが、そういった中で順位がひとり歩きするということもありますし、自分たちの頭でしっかりと考えるということも一制度を直すということだけが改革ではなく、直したことによる代償もあるということや、総合的にいろいろなことがあるということを考えるべきではないかなと思えます。

久保委員

今の赤星委員の御発言に、私なりに思うところがあるのですが、例えば、この富山市議会の主な議会改革等の取組みには、項目が31項目、2ページにわたって挙がっています。ここにいらっしゃる委員の皆さんが、それぞれに特に問題がないと、順調であるということに関しては、深掘りする必

要は、もちろんないと思っています。ただ、中には一私が気になるのは、ホームページなどでの閲覧を、どんどんやっていきたいと思いますという提案がなされていますが、実際にホームページにアップしたことによって、どのくらいの市民の皆さんが見に来ているのか。それは1人であっても、議会としては有意義であったというふうに考えるのか、それとも、もっと多くの人に見てもらうためには、どういう取組みをしていけばいいのかというようなことを考えていこうというのが、このPDCAのサイクルになると思います。ただ何でもオープンにすればいい、何でもホームページに載せればいいのかという議論、提案ではなくて、1つずつ、これまでやってきたことを検証しながら、よりよい形にしていったらいいのではないかと思います。ただ、議会改革検討調査会というのは、本来、新しい取組みばかりを検討するのではなくて、こういったこともしっかりとやって、これまでやってきたことの実績を踏まえて、いろいろなアイデアを出していくほうがいいのではないかと思います。

竹田委員

どうしても、議論が拡散ぎみになるのですが、議会改革検討調査会—この資料を見ますと、できてから8年くらい経過しているわけです。いろいろな成果もありますし、今から思ってみると、弔電・祝電の廃止も、いろいろな議論の上にやったのでしょけれども、何か形式的なこと—私は、議会改革検討調査会の目的は、あくまで、二元代表制の一翼を担って、議員提出条例なり、あるいは政策提言をするなど、議員の本旨、あるいは議会の本質をきわめていく、そのことに、いかに集中して議論をしていくかということについては、非常に大事な視点だと思うのです。それを実現するためにいろいろな形式的な議論もありますけれども、そこを見失うと、いろいろなところに拡散していくものですから、ぜひとも方向づけは、そこにほとんどのコアを集中していくのだというくらいにやっていかないと、なかなか効果的な成果が出ないだろうかと、こんなふうに思っております。

大島委員

副座長から、早稲田大学マニフェスト研究所の話が出ましたが、ことしの11月の初めに、議会改革の1泊研修を受けさせていただきました。ちょうどそこに、早稲田大学マニフェスト研究所の事務局長がいらっ

しゃって、いろいろな評価項目がある中で、上位にランクされる議会というのは、それに満足せずに、絶えずもっと変えようというふうに思っておられるということです。せっかく民間で、そういうふうに客観的に評価する団体があるわけですから、なぜ富山市が、中核市の下から2番目に位置づけられるのかということも、きちんと検証することも非常に大切でありますし、それにこだわることなく、もっと改革をすることによって自然に上位にランクづけされるという方向が望ましいのではないかなと思います。私ども、補欠選挙で出た者にとっては、これで1年がたちます。今までいらっしゃった方にとっては、これはすごく変わったと思われるかもしれませんが、私にとっては、まだこれだけかという感慨しかないので。自分の中では、もっともっと改革が進むだろうという思いがありましたので、非常に、もう少し改革の速度が上がらないかなという思いで、きょうも出席をしている次第です。

村石委員

副座長の言われた議会事務局の職員が3名増えたということですがけれども、3名のうち1名は、一旦減らされていたのです。要するに、行政側から減らしてくれと言われ

て、議長がやむを得ず、わかったということで減らされたというものが1名分あります。それが、元に戻ったということと、2名増えたことについては、政務活動費の不正問題があったことから、行政側が、もっと議長による、運用指針に適した運用を一中身について、使う、使わないは言えませんが、運用指針どおりに行われているかどうかのチェックをするために、執行部側、行政側が2名増やしましょうということになったという経過をお伝えしておきます。

佐藤委員

先ほど私の意見は言わせていただきましたけれども、きょうのこの項目についてどうかということでしたので、自民党提案のこの2項目については、チェック等をすべきであると、また、研究すべきであるということは、ごもっともだというふうに私は思っているわけです。ただ、きょうこれを検討するというふうには理解をしておりませんで、当然のことながら、ある時期を見て、そういう検証はすべきだろうという理解で参加をさせていただきましたので、よろしくをお願いします。

尾上委員

今、佐藤委員が言われたように、私も1項

目目、2項目目については、やっていくべきであろうと思っておりますし、大島委員が言われたように、まだまだ改革を進めていかななくてはならない中で、なかなか事後検証というのは難しいかもしれませんが、徐々に徐々に、事後検証もそうですし、この2番目の本市議会の立ち位置はどうなのかということを知れば、もっともっと改革をしていかないといけないことも見えてくると思いますので、我が会派では、これは2項目ともやっていけばいいと思っております。

赤星委員

さっき大島委員がおっしゃいましたが、補欠選挙で出てこられた方は、ちょうど1年余り、ことしの4月の本選挙で出られた方も7カ月たって、新しい議員の皆さんからしてみれば、こんなに頑張っているのに一今、会派を超えて、本当に皆さんそれぞれ頑張っておられると思います。そういう中で、遅れている、遅れていると言われるのは、本当に心外だというお気持ちがあるのではないかと、私もそれはわかります。でも、富山市議会の場合は、出発点が出発点ですから、明らかに閉鎖的で、改革が遅れた議会だった、市民の声が届かない議会だったということを忘れてはいけないのだと



思います。きょう配付された富山市議会の主な改革等の取組みにある項目の、平成25年度までは、はっきり言って、不正がはびこっていた、異常な議会だったわけですよ。そういう中で、ある時期から一最初は、少数会派であっても全ての会派が、議会改革検討調査会に入っていたのですが、途中からは4人以上でないと入れないということになって、共産党と社民党は発言さえできませんでした。そういう中で、やられたことだったということ、ぜひ知っていただきたいですし、昨年、平成28年9月から、ことしの4月までは、竹田委員がおっしゃったように、形式的なものが多いかもしれませんが、いろいろな改革が、がががと進んだのですね。それは、本当に遅れていた、閉鎖的だった、議会中継さえなかったというマイナス面が一気にゼロに近づいただけだという面があります。それから、本選挙後もいろいろな、議会報へのQRコードの掲載ですとか、新しい提案もしていただいで進んでいますけれども、もっともっと新しいことを、ほかからも学んで進めていくことが大事かなと思っています。そういう意味で外部の、民間の議会改革度ランキングも大事だと思うのですね。大島委員もおっしゃったように、いろいろな改革

を進めていく中で、自然とランキングが上がっていく。それから、もっと先進的と言われている自治体の議会へ実際に行って学んだり、研修会に出たり、講師を呼んでいただいて勉強をしたり、ほかの議会でどうしているのかということや、富山市議会はまだこういう位置だなということも感じられるのではないのでしょうか。それと、村石委員がおっしゃったように、市民の皆さんに直接、御説明をして、直接、御意見を伺ってと、そういうふうにやれば、おのずと立ち位置もわかってくるし、ランキングも上がっていくのではないかと思います。

座長                    今のお話の確認ですが、4人会派のことを話していらっしやいましたが……。

村石委員              今、赤星委員がおっしゃったのは、議会改革検討調査会は初め、各会派から委員が出ていたのですが、途中から、議会運営委員会の正式会派でないと委員が出せなくなった、そういうことがありましたよということです。やはり議会改革については、全ての会派が集まってもっと議論すべきだったのではないですかということでした。

座長                   それは経過として、そういう経過があったということで、これ以上、議論は深めません。

上野委員           今の、1番と2番の検討事項ということなので、2番の客観的な立ち位置の研究ということなのですけれども、早稲田大学マニフェスト研究所のものは確かに1つの意見として見るべきだと思いますし、やはり客観性を持っているということで、自分たち自身もチェックしていく必要性はあるとは思いますが、そういった第三者の評価というものも取り入れていく必要性があるのではないかと思いますので、私たちの会派のほうでも、1番と2番は、ぜひ、していくべきだと思います。ただ、そのチェックに関して、いつの時期にこういった事項をしていくのかということは、もう少し具体的に話をしたほうがいいのではないかというふうに今回感じましたので、きょう、今すぐに決めるような内容ではないですけれども、皆さん、各会派の方の意見も聞きながら、進めていっていただければと思います。

木下委員           きょう「富山市議会の主な改革等の取組みH19～」という資料をいただいたのですけれども、やはりこれを見させていただく

と、どのように、この改革の項目を上げられたのかも私は詳しく存じないのですけれども、平成21年11月に議会改革検討調査会が設置されて、その後は平成23年3月まであいていて、それでは、平成22年度は何をしていたのだろうと、補欠選挙で入った身としては思いますし、その後は、平成25年4月から平成28年9月までとなっておりまして、それでは、平成26年度と平成27年度はどうなっていたのだろうと、思ってしまうのです。平成28年9月から一気に項目が上がっているということだけを見てしまうと、やはり、昨年の問題を踏まえて、このままではいけないということで、一気に改革が進んだのかなというふうに見えます。1番と2番のPDCAサイクルということは、何かをする際には大事なことだとビジネスの現場でも言われていますし、議会でも一緒だと思うのです。私も大事だと思います。それから、立ち位置の客観的な研究ということも、本当にそのとおりだと、大事だとは思いますが、正直なところ、改革は昨年から一気に進んだだけであって、ある程度、改革の成果が積み重なってから検証しても遅くないのではないかと思うのです。もっと先進的な議会に学んで、改革の成果を積み上げていく

と。それで、ある程度、積み上がった段階で、一旦立ちどまって、この1番と2番で自民党会派さんが言うておられるように、1回見直してみようよということがあってもいいのではないかと思っています。それで、やはり、いろいろな委員の方が言うておられますが、改革をする上で、メリットとデメリットというか、何かをやる上で、人員が増えたりとか経費が増えたりとか、確かに、そういったことは分析しなければいけません。何でもかんでも、改革の旗のもとに進めていいわけではないですし、確かにそういった視点も、間違ではないと私も思います。ただ、今の段階では、もう少し改革の成果を積み上げてから、検証に入っていってもいいのではないかなと思っています。

座長

皆さんの意見は、大体出たのではないかと考えております。これにとどまることなく、他の事案や、私たちの足元も見ながら、こういう改革—透明性や市民との対話など、そういうものにしっかりと対応できる議会を検証していこうということでは、皆さん一致したのではないかと思います。ですから、この1番と2番については、きょうは少し議論を深めさせていただきましたが、

それぞれ、議員個々もそうですし、会派としても、その認識をまた新たにさせていただいて、その検証を深めていっていただきたい。また、議会運営上のいろいろな問題もありますが、これはするべきだということについても、深めていただいて、一方的な話だけではなくて、そういう改革に向けた歩みや思いはとどめずに、前を向いていこうということでもとめさせていただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長

それでは、そのように決定いたします。次に、3番の政策検討会議の設置について、です。4番も関連はしてくるかと思いますが、今は3番についてお願いします。

佐藤委員

提案議員として、初めにお話をさせていただきました。今、座長からお話がありましたとおり、4番とも関連いたしますが、この政策検討会議―議会基本条例の中に入っているようなところもあるのですが、早速きょうの議題に上げていただきました。議会基本条例の中身には、いろいろと角度がございませぬので、そういった点から、例えば私も、住民説明会等の議会報告会―これは、

さまざまなものがありますけれども、やはり住民の方に今、議会として条例提案や予算案等々、当局側の内容について、どこが問題で、それをクリアにするために、市民の方にもわかってもらおうというようなことであるとか、また、意見交換会については、私どもも委員会の視察で行ってきましてけれども、いろいろな団体ですとか、いろいろな方々がおられますので、具体的な市の施策に伴って、内容であるとか、お困りの点があるのかとか、市の施策に反映させたほうがいいのではないかというようなことも、当然議員の、また議会の責務として、酌み上げてくる必要性もあろうかと思えます。ですから、市民全体に議会報告会をやっている一テーマが決まっていないと、収集がつかなくなるということも当然あると思えます。また、意見交換会等々、市民の意見を伺う機会において、これは議会全体の問題として、しっかりと当局側にも政策に反映させるべきではないかということが起きたときには、現状の委員会でもいいのですが、政策等々については、議会運営委員会の中でも多少は影響するかもしれません。将来的にそういった時期が来れば、やはり会派を超えて専門的に政策等に通じた一ことしの3月、子どもの医療費助成制

度の拡充について、全ての会派の方々に申入れをしていただきました。議会全体のレベルアップという意味で、会派を超えて議論をして、政策に結びつけていくようなことが一地方自治法改正以降、議会が二元代表制としてやるべき、その姿というものが問われて久しいわけです。先ほどありました、議会改革の内容等々について、まだ緒についたばかりということは、そのとおりだと思います。いよいよ具体的に、どういったことがあり得るかということを経験する一つのテーマとして、私はこの議会報告会・意見交換会と共に、政策検討会議のようなものを設置してはどうかということを提案させていただきました。

竹田委員

今、佐藤委員から、いろいろと説明がありまして、内容は理解させていただきました。私の意見は、佐藤委員がおっしゃいましたように、委員会活動の中で議論をしていただく、委員会活動を活性化していくということが、やはり第一義ではなかろうかと、こういうように思うわけです。すなわち、政策検討会議を設けて、その場で本当にいろいろと器ができれば、活発な議論がなされて何かやれるのかということの議論だと思います。したがって、僕が今、話



をしているのは政策検討会議の設置についてというテーマでございますが、私は、意義、あるいは狙いについては全く同感なのですが、まずは委員会活動の活性化かなと。それと、もう1つは、政策検討会議を設置するということになれば、議会基本条例の中に譲って、その中にしっかりと条項を立ててやるということも考えられるでしょう。今の時点で、政策検討会議ができれば、二元代表制の一翼を担い、そして、議員条例、政策提言と、直ちにそこへ向かえるかというところ、そこは、委員会の中でも相当の活動ができるはずなのです。もう少し、委員会の場を大いに活用して、活発な議論を繰り広げるということでも、ワンステップ上がるのだと、そういうことを申し合わせてやっていくということも、いいのではないかなと、そのように思います。

押田委員

まず、政策検討会議が仮に設置されるということになった場合は、どちらに置かれるのかということが問題になってくると思うのです。仮に、会派を超えてこういう会議を持ちました。そこでの決定は、一体、どのように扱っていくのかと。それは要望みたいなもので出すのか、政策提言として議長に出すのか、それとも行政に出すのかと

いうことになってくると、少し難しいのではないかと思います。今、竹田委員が言われたとおり、まず、議員があつて、各常任委員会、特別委員会がありますので、そちらのほうでしっかりもんでいくという形のほうが……。まず、そちらを活性化させて、そのもう一段先に、これがあるという感があるのですが、いかがでしょうか。

上野委員

せんだって、会派のほうで、まさにこの政策検討会議の視察に大津市議会へ行ってきました。これは一例として説明させていただきたいのですが、大津市議会では、3名以上の会派が提案をされて、この検討会を設置されるということです。提案をされたところは、代表1人ともう1人サポーターとして所属するのですが、各会派からは1人ずつ、つまり1人会派だと全部の検討会に出なければならないということが発生するのですが、そういった形で運営されているとのこと。内容に応じて、恐らく提出する先が異なってくるのだと思うのですが、一応、いつまでにそれらを話し合うのかということを決められて、ある程度形をまとめられて、実行をしておられるというお話でした。私自身、それを視察した上で、やはり、こういったフレキシブルに話がで

きるような場は設けたほうが、より実行力が増すのではないかというふうに思っています。やはり常任委員会だけでは補えるものと補えないものが出てくると思いますし、条例であるとか、特別委員会という形もあるとは思いますが、それよりも柔軟性を持って提案できるというふうに思います。なので、会派としては賛成の立場でいます。

赤星委員

私たちも設置に賛成です。私たちもことしの8月に会派で大津市議会に視察に行きました。まさに政策検討会議がその日にも開かれていました。これは大津市でいじめ問題が起きたことから、いじめ対策推進の条例を政策検討会議でつくったそうです。また、がん対策推進の条例制定も議員提案でやったそうなのです。政策検討会議を立ち上げたきっかけというのが、議員提案の条例をいろいろと提案したいのだけれども、議員だけで条例案をつくろうとすると、時間がかかる。スタッフがいないと実現するまでに非常に時間がかかるので、どうしたものだろうということから考えられたというふうにお聞きしました。常任委員会も活発化しなければいけないということは、ごもっともです。最近では会派を超えて、いろいろなところに視察に行こうという動きが

出てきております。以前は一切なかったのですが、すごくいいことだと思うのです。ただ、視察に行った問題を現場で見て、これはいいねと、みんなで意見が一致するものもあるのですが、では、戻ってきてからそれをどこに生かしているのかというと、今は議員間討議の制度はないですし、委員会でもっと議論を深めて、もんで、まとめた意見を当局に提案するとか、条例案にして提案するとか、そういう動きにまで、まだなっていないのです。ですから、常任委員会の活発化、活性化も大事ですけども、この政策検討会議というのは、ワンテーマでやるのですよ。あれもこれもではなく、ワンテーマなのです。ですから、上野委員がおっしゃったように、フレキシブルに提案していける、二元代表制のもとで政策提案を実現できるようになる、大変大切な機能だと思いますので、ぜひ試験的にできることからやっていったらいいのではないかと。その上で、いつか条例化というふうに進んでいけばいいのではないかなと思っています。

久保委員

佐藤委員の思いには、私も全く同じで賛同するのですが、よく、地域には、自助・共助・公助の話があるのですが、議員間討議

であるとか、ワンテーマに対して問題意識を共有している人と一緒に勉強をしようよと、例えば、佐藤委員が放課後児童クラブに対して問題があるから、みんなで勉強しませんかというふうに各会派に聞いていただければ、わざわざこのように、何とか会議と位置づけなくても、私なんかは、ぜひ参加をして……。ただ、自助・共助の範囲を超えて、議会として何か位置づけなければならないことが出てきたら、まさに、議会改革の中に上げていくこともいいのかなと。今の時点では、議員の自発的な行動で十分、このようなことは賄えるのではないかなと思います。それができないから、もっとよくするために、こういうところに提示をしてくるという形が、今後は必要になってくるかもしれません。私としては、ぜひ、佐藤委員が、この政策検討会議というものを、まず私的に、有志の仲間に声をかけていただいて、私も実際にそういったところに参加をして、皆さんと検討しながら、こういったものを議会としてどう取り扱っていくのかということを経験していければいいなと思っていますので、もし、そういったものがあれば、声をかけていただきたいなと思っています。

佐藤委員

今、光さんにも共産党さんにもフォローをしていただきましたし、まさに、立ち位置という話もございました。そういったことも踏まえて、冒頭にも申し上げましたように、今このタイミングで、このことについて、テーマに取り上げていただいた座長の思いもあるかと思えますけれども、きょうの段階では、そんなに遠くない将来として、こういったテーマというのは、当然あり得ますよということなのです。私は当初、「議会改革検討調査会の検討事項について（11月29日協議分）」の備考欄にも書いてありますとおり、長期的課題なのかなと。この議会改革検討調査会で、いろいろな議論をやっていく中で、私もしっかりと一当然、集約していく議論の中において、1つの制度といたしますか、システムとして、こういったものをやるべきときも来るのではないかと思うのです。むしろ、そういったことも、しっかりと照準に置きながら、先ほどのPDCAサイクルではないですけれども、そういったことも見据えながら、きちんと議論をしていこうと、きょうの段階では、そうとしか私も言いようがありませんので、ぜひ御理解ください。

座長

少し紹介になりますが、先般、議会運営委

員会で呉市と倉敷市を視察しました。そこでも、政策検討会議のようなものがあって、その運用についての話もありました。少し定かではありませんが、少し紹介をしておきますと、この政策研究会では、そこで、年間を通してどういう政策テーマに取り組んでいくのかをお決めになって、その議題に対して、所管の常任委員会でそのことを集中的に審査してもらおう。政策研究会がやるのではなくて、常任委員会で、そのことを審査して深めてもらって、そのときに、その内容によっては一きょう、後段に出ますけれども、意見交換会一関係する団体や協議会と意見交換をし、あるいは、予算づけや、条例制定もしていくというというやり方をしておられました。そういうありようもあるということです。今、佐藤委員から、いろいろとるる言っていただきましたように、いろいろな先例があると思いますので、これ1つということではなく、まだまだ深めていく必要があると思います。ともかく、最後の思いは、議会として、富山市民の福祉、幸せのために、何を条例化し、予算化するのかということを目指す、そういうシステムは、どういうありようなのかということをもっと検証し、学んでいかななくてはいけないなと思ったのですが、い

かがでしょうか。

押田委員

この政策検討会議は、先ほど佐藤委員が言われたとおり、長期的課題になっていて、これから先の話だと思うのですが、現実、今、直面するというものもあると思うのです。実は、ことし10月の台風のときに、私は自民党会派としてではなく、一議員として、皆さんのところに台風被害のペーパーをお回ししたと思います。そのときに、私の在所の水橋の漁港では、こんなことになっておりますということで、御協力をお願いしますということをしていただいたら、頑張ってくださいという励ましのお声もいただきましたし、こういったときにはこうしたほうがいいよというふうに先輩議員からアドバイスを頂戴したこともありました。会議という枠も大切ですが、私たちは議員である以上、自分が思うことに対して動いていくということ、まずやった上で、先ほど言われた中長期的なものとして枠の設置に向けて動いていけばいいのではないかと思います。手前みそで本当に申しわけありません。

村石委員

まず、常任委員会でそのことができるのかということに対してですが、現在の常任委



員会のルールでは、できません。常任委員会においては、基本的に各委員と当局との質疑応答なのです。もちろん議員1人でも政策提言はできます。しかし、今の委員会の中では、委員相互の討論もできないのです。要するに、自由な討論、「あなたは、そういう意見を言っているけど、私はこう思うよ」とか、「こういう意見もあるのではないか」とか、そういうことも、今の委員会のルールではできないのです。ですから、政策検討会議とか、あるいは政策研究会という中で、自由に議論ができるということをして、政策を立案していく。例えば大津市の場合は、4年間でこういうようなテーマで議論をして、うまくいけば条例にしましょうとか、あるいは提言にしましょうということ、自由にやっているわけです。当然、最終的には全員が合意をして、取りまとめて、チーム議会として、議会の総意で、提案をしていくということがあるので、やはりそういったものをつくっていく必要があるというぐあいに思います。それから、呉市の場合には、政策研究会というものをつくっていて、これは、議会報告会に行くまでの間に、いろいろな検討をして、議会報告会をこういうテーマでしてくださいというようにやっているところもあ

ります。ですから、政策研究会にしろ、検討会にしろ、基本的にはチーム議会としての意思統一を図るための機関だということになると思います。

座長 答えてもらえるかどうかわかりませんが、今、村石委員が言われた中で、委員会の中では委員間討議はできないということでしたが……。

村石委員 できないのです。

座長 事務局には後ほど説明をお願いします。

木下委員 結局、いろいろな視点があるのだと、今、お話をお聞きして思っていました。まずは自発的に議員たちが集まって、話し合うところからスタートして、必要性が高まってきた段階で、最終的にはこういった会議を設置するのも1つではないかという、そういったアプローチも、もちろんそうだと思いますし、最初から設置を目指していくということもあると思うのです。そうであれば、今の時点で、その政策テーマについて自由雑多に話し合うような場やそういう雰囲気というものがまだないので、1つの火つけ役として（仮）でもいいので一私も大

津市議会や議会改革が進んでいると言われているところは、私たち富山市議会と何が違うのだろうと思って、ちょこちょこホームページを見たりとか、議会局に電話をしたりとかしているのです。例えば大津市議会では政策検討会議ということですがけれども、（仮）でもいいので、そういったいろいろな話合いをとりあえず試験的にやってみるといいのではないかと。やってみて違和感があるとか、いろいろな話を踏まえて、また考えてみてもいいのかなという認識を持っています。

竹田委員

少しお話をします。村石委員に対する意見ということではないのですが、私が思ったのは、例えば、委員会の終了時に、その他、御意見はございませんかと聞かれます。僕は、条例提案や政策提言ということは、のべつ幕なしあるわけではないと思っているわけです。本当にこれを見出して、合意を図って、ぜひ市の政策提言に生かしていこうということは、行政当局もしっかりやっておりますので、そうないのです。そういうときには、最後の、その他の意見として、今、こういうことが問題になっているのではないのでしょうかと、それでは、プロジェクトチームをつくったらどうだろうかと、

当該の委員会のテーマだとすれば、当該の委員会の中で、3人でも4人でもいいのです。あるいは、これをもっと広げようと、フリーにやりましょうということであれば、全く任意のワーキンググループでもいいですし、僕は、こういう手法というのは、そんな、がんじがらめのものではなくて、もっとフレキシブルにやれると思ったのです。がんじがらめのものをつくっても、メンバーは同じなのですよね。器を整えることによって、すごくいい新しい意見が出るとかいうことは、どちらかというとな僕の人生経験上ないのです。場合によっては、組織を優先して、立ち上げたら中身がついてくるというものもあります。そういう趣旨を申し上げたのです。いずれにしても、佐藤委員が長期的課題だということをおっしゃっておられますので、いずれにしてもその中で吸収していけるのではないかと思います。だから私は、その意見に全く同感でございます。

座長 委員会の中で議員間討議ができないという意見が村石委員からありましたので、事務局から少し説明をお願いします。

議事調査課長 村石委員さんからは、常任委員会の中で議

員間討議ができないとの御意見でしたが、できないということが明記されたものは、どこにもありません。実際に、委員会の中で行われた例が幾つかございます。例えば、先ほどの資料「富山市議会の主な改革等の取組み H19～」の中にあります、平成23年3月の安全で安心なまちづくり推進条例につきましては、厚生委員会として提案されて制定されたものでありますけれども、このときも常任委員会の中で討議をされて制定されました。当局はオブザーバーといいましょうか、何かわからないところがあった場合にフォローをするという形で参加していたというふうに聞いております。直近には、空き家等対策特別委員会の中で、議員さん方が議論をされて、条例の制定までいったということがございます。

村石委員

今の課長の説明は、それで間違いはないです。ただし、通常の常任委員会の場合は、当局を目の前にしているわけで、今、言われた例は、条例をつくるために、各委員が自由に意見を述べてよいものをつくっていきましょうという前提の中での議員間討議なので、委員会の中で、当局を前に、「こういう政策がいいのではないか」とか、

「ああいう政策がいいのではないか」とか、「あなたの意見のこういうところがおかしいのではないか」といったようなことは言えないと私は理解しているのですが、事務局はどうでしょうか。

座長

それぞれの解釈はあるかと思えます。議会は最終的には本会議で議決をしますが、全ての案件を分担して審議しようということで、委員会の条例もありますし、所管のものについては常任委員会で、当面一この四、五年や二、三年のうちに対策を打たなくてはいけないということであれば、特別委員会もある。この議会改革検討調査会は、議会改革について議長の諮問機関として置いてある。それから、先ほどプロジェクトチームの話もありましたが、それは研究を深めながら、またそのプロジェクトについても、議長や所管委員会に報告をするなりと、そういうことで審議の経過を踏まえながら4つの常任委員会に付託するなり、議会運営にかかわることは議会運営委員会で決定を見ていくということであります。全ての委員会なりプロジェクトなり、議員間討議ができないということはどこにも書いてありませんし、それは運営上のことだろうと思えます。委員会条例上は書いてないので

す。調べていただければと思いまして確認させていただきました。そこにこだわるわけではございませんが、いろいろな形で議論はしていけばいいというふうに思っております。

久保委員

一言だけ、つけ加えさせていただきたいと思うのですが、私も他会派の状況はよくわからないのですけれども、自民党会派の中には22人の議員がおりまして、毎日毎日、政策討論を議員間でやっております。ですから、こういう話が他会派から出てくると、若干、自民党は必要性を感じていないかのように見えるのは、私も幹事長に毎日のように資料を持って行って、「これはどうすればいいのですか」とか「おかしくないですか」ということを、周りにいるメンバーと一緒にやっているわけなのです。そういったことを考えると、他会派の方々でも、例えばみんなと一緒に勉強をしたいとか、1つの重要なテーマについて共有していきたいということであれば、まずそういったところからスタートなのかなと思います。多分、他会派も私たち自民党の中のことはなかなかわからないと思いますが、日々日常、土日を除いて毎日のようにやっておりますので、それだけは皆さんにもぜひ御理

解をいただいて、ぜひ自民党会派に足を運んでいただいて、こういうルールづくりということを超えて、できたらいいのではないかと思っておりますので、それだけ、つけ加えさせてください。

佐藤委員

確認ですけれども、このことについては、基本的に先ほど来、述べておりますように、継続という形で終わっていただけるものと認識しております。その上で、さまざまな御意見がありますので恐縮なのですけれども、やはり僕は、先ほど村石委員がおっしゃったとおり、チーム議会として一もちろん、自民党さんがおっしゃることもよくわかるのですけれども、そうであればなおさら、党派を超えた中で、ちゃんと議員間で議論をし合って、最終的には、議会全体として提案しようではないかというふうに合意形成をなす努力をしっかりとっていく、政策提案をしていくというような議会に生まれ変わろうという話をしているわけです。そういった意味で、長期的には、こういったものの設置ということとは十分に考えられるのではないかということが、個別で云々云々ということに常に戻されるのですけれども、決してそういうことではないのです。そうであるからこそ、会派を形成している



わけで、会派でこういったものが一少数会派であっても、こういったことをやろうと思うのですがどうでしょうかということについては、先ほども言いましたけれども、ことしの10月から子どもの医療費助成制度が拡充されたことが、1つの形をつくったということでもありますので、あえて私は今回のこのテーマの中で出させていただいております。先ほど言いましたように、座長の配慮で、きょうの協議事項に上げていただいたことには、大変感謝をしております。

村石委員 継続して協議をするということで、座長にまとめていただけないでしょうか。

座長 お二人の意見でまとめさせていただきます。ともかく、将来的にはということを含めて、継続して議論をしていきましょう。そういうことで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、そのように決定いたします。4番の協議事項もともにと考えていたましたが、政策検討会議の設置についての議論が中心となりましたので、改めて、議会主催

の議会報告会・意見交換会の開催についてを議題といたします。提案された方も含めて、御意見をいただければというふうに思っております。

大島委員

この前、長野県の上田市に選挙期間中でありながらも、皆さんにお声をかけていただいて視察をしたということは、本当にありがたく、貴重な体験をさせていただきました。上田市の公聴会といいますか、議会報告会は、会派にこだわらず、地域にこだわらずやっていらっしゃるということが非常によくわかりましたし、議員だけでやるということは大変な御負担でありながらも、議会事務局に負担をかけないでやるという、その姿勢がすばらしいなというふうに思っております。そういう意味において、自民党の方々も、この前、旧細入村なり富山市でやられましたけれども、それもすばらしいことです。しかし、自民党という会派を超えて、議会でやるということのほうが、より富山市議会が変わったということをご皆さんに知っていただく、大いなるチャンスになるのではないかと思いますので、ぜひ、これを早急に議会として開催されるように希望いたします。

村石委員

議会運営委員会で呉市議会を視察してきました。そのときに、市政報告会について学んできたことをまとめて言いますと、平成22年に試行を2会場やって、平成23年から平成27年までは16会場で市政報告会が行われました。平成25年から平成27年度には、16会場での市政報告会プラス4団体と意見交換をしたということでした。それから、平成28年度になると市政報告会の会場は16会場から10会場に減りまして、意見交換会を各関係団体6団体と学校1校で行ったということがあります。何を言いたいかというと、走りながら、市政報告会をその実情に合ったものに変えていくということが、呉市議会では行われたのではないかと思います。それから、意見交換会については、倉敷市議会で、市民意見交換会というものが平成28年から各常任委員会ごとに行われています。2つだけ例を挙げると、保健福祉委員会では、民間保育所協議会の方と民間保育所における現状と課題についてということで意見交換がされていますし、文教委員会では、倉敷市PTA連合会と学校教育についてということで、意見交換がされています。議会報告会では、報告をした後に当然意見をもらいますし、団体の場合には、報告もありま

すけれども、意見交換が主なのではないかと思います。富山市議会としては、富山市議会に合った内容の議会報告会とか意見交換会を開催できるように、前向きに取り組んでいく必要があるというぐあいに思います。

赤星委員

私たちの会派としても、提案をしております。議会改革、特に議会基本条例を最初に制定したと言われる栗山町議会について議会改革の本がたくさん出ておりますので、その中から少し抜粋して紹介したいのですけれども、栗山町議会では、2005年（平成17年）より住民との直接対話を実施していて、これが議会改革の最も重要な柱になっているということです。栗山町議会では、今という時代は、地方議会のあり方そのものが問われていて、まさに崖っ縁の状況にあると。そのことを打破するかは、議会全体として、住民とその活動内容や議会のあり方を話し合うことが前提となると考えて実施したということです。これが住民から議会の信頼を勝ち得る結果となっているということです。もう1つは、三重県の伊賀市議会でも、定例会が終了した後に、全議員が複数の班を編成し、それぞれが地域に出向き、議会報告会を開催するという

ことを随分前から行っておられます。前半は議会審議の経過、結果などを報告し、後半は住民から議会に対する意見や要望を聞き、それに答える。これは議会の説明責任を果たすことにもなります。見知らぬ住民と直接接し、意見を聞くこと、また、通常、質問のみをしている議員が、住民の質問に答弁をすることになり、大いに学ぶことがあると、こういうふうな紹介をされています。ぜひ富山市議会でも、議会全体としての報告会を実施すべきだと思います。

木下委員

私のほうからも提案をさせていただいたのですが、議員個人での市政報告会というのは皆さん方、それぞれのタイミングでされていると思うのですが、それとは別に、いろいろな方の発言にもありましたように、会派を超えて何人かのグループをつくって、議員たちがみずから、自分たちで会場の準備からいろいろな手配もして、富山市のあちこちで開催する。通常であれば、その地域の議員に言えばいいという考え方の方も多いと思うのですが、議員が不在の地域もありますので、そういった地域の方からしたら、うちの地域にはいなかったけれど、富山市議会議員の方たちがグループで来てくれて、いろいろな話

を聞いてくれたということが、安心感を生むと思いますし、また、その地域の1人の議員にだけ言えばいいということよりは、何人かのグループが来て、その人たちが話を聞いて、議会に持ち帰って、場合によっては、先ほど話にあった政策検討会議みたいなそういった場で、聞いてきた地域の課題をどうやって解決していくのかといった話合いがなされてもいいと思うのです。個人の議員が課題を聞いて、解決に当たるということもそうなのですが、チームとして課題に対処すると、そういったことも議会報告会・意見交換会の中で、グループで市民と話し合う中で出てくるかと思えますので、問題解決能力も高まってくると思います。私は、これをやることによって、いろいろな議員の顔が市民の方に見えるようになる—いろいろとこちらの活動が見えづらいと言われていきますし、議員はやはり遠い存在だと感じる方が多いと思うのですけれども、市民の方にも、だんだんと議員の顔が見えるようになってくれば、徐々に徐々に、議員も仕事が大変ではないかとか、理解が深まっていくことも望めるので、ぜひこの方向で進んでいけばと思っております。

久保委員

皆さんの思いも大変よくわかるのですが、

そもそも自民党という立ち位置から考えますと、自民党には22人の議員がおりまして、各地域にしっかりと根を張った活動を会派としても推進しているわけです。各議員の地元であったり、議員が不在のところには近隣の議員がしっかりと足を運んで地域の要望等を吸い上げて、議会での活動をしています。確かに赤星委員が言われたように、議会としての説明責任というところに関しては、議会としてやるべきものは、もしかしたらあるのかなと思います。ただ、それ自体が、どういったものを説明責任とするのか、私には今の時点ではまだはっきりわからないのですが、木下委員が言われたような、地域の人たちにとってということは、私たちはフィールドワークとして、日々、一生懸命やっていることで、なかなか足りない足りないと言われることに関して一私たちの市政報告会であったりとか、先日やった公聴会も、自民黨員の方に案内をして、自民黨員の方が来ているわけではなくて、特にその地域で問題意識を持っておられる方や、その地域の一般の方が思いを持って来られているということが現状でして、決して、自民党が自民黨員のためにやっているわけではないわけです。実際に来られている方もそうなので、そういっ

たところは、議会と一何と言いますか、見える化とか、木下委員からの立ち位置と、私たちの住民との距離感とか、そういったものは若干違うというところは御理解いただきたいなど。その上で、議会としてといった限定をするときには、もう少し定義づけが重要になるのではないかと思います。たくさんの議員が来てくれたら市民の方は喜ぶということであれば、ぜひ、木下委員の市政報告会に私を呼んでいただけましたら、東部であろうと木下委員のところに行って、一緒に議論に参加させていただきます。そういった形もできますから、ぜひ、そういったことをお望みでしたら、声をかけていただければと、そういったところからかなと思います。

座長

先ほど大島委員が言われましたように、上田市へ行って来たのですが、視察を主導していただいた江西副座長から少し報告をお願いします。

副座長

上田市へも、私のほうから行きましょうということで、皆さんに声をかけさせていただきました。前日も御報告したのですが、上田市の議会報告会の内容については、大変頑張っておられるということが、見に行



った人全員の、ある程度共通した認識だったと思います。ただ、私はあれはやる側の自己満足に終わっていて、こんなことを言っても失礼なのですから、見ている人には、決していいものではなかったのではないかなという懸念もあります。実は細入地域での公聴会も、その前の八幡地区での公聴会も、全エリアにチラシをまいて一前回の9月議会のときに、こういうものをやりますからということで御案内をしておりました。さそや皆さんお越しになるのではないかと、皆さんがお越しになったときに、他会派の皆さんをどういうふうに御紹介しましょうかという打合せもしていたのですが、これは杞憂に終わったというか、1人も見に来られなかったわけです。私は、この公聴会をやるために、半月くらい細入地域に通いました。いろいろな人にもヒアリングをしましたし、そこにいる舎川委員—自民党の政調副会長と一緒にヒアリングをして、いろいろな方とも会って、相当なエネルギーをかけてテーマを絞ってやりましたが、住民の方からは大変手厳しい意見も—ただ、活発に意見はあったと思います。手厳しい意見ですけれども、強い意見をいただきました。少なくとも、私たちが見に行った市政報告会よりは、参加した住民の

方も、ものすごく意見を言われましたし—内容のよかった、不満はまた別ですよ—ということがあったと思うのです。この前、視察のお声がけをしたときも、私は、会派の中をまとめて全員で行こうと思っていたのですが、ほかの会派の皆さんは選挙中ということもあって、行かないという方がそろそろと脱落して、結局、大島委員と上野委員と尾上委員と私たち正副座長が2人—他の会派と人数のバランスが悪いものですから、私どもの会派からは私たち2人にしたのですけれども—で、行くような形になるようなもので、自民党の公聴会もそんなのです。エネルギーを持って、だーっとやっていっても、次々と脱落をするということはたくさんあります。本当は私も、議会全体でやる公聴会というものは理想形だとは思いますが、今の現時点で、住民の皆さんに本当に役に立てるようなことをやろうとすると、やはり大変な覚悟が—今の状態では、例えばさきの9月議会でも、この議会改革検討調査会で決定した内容について、スクラムが—これは肯定や否定をするために言うわけではないのですが、崩れるといったことがあったわけです。そのようなこともあって、もう少し、私どもも活発に、調和をした中でやっていかない

と、住民の皆さんが、しっかりと納得できるような議会報告会というのは、私個人的には厳しいのではないかと思います。ですので、私たちとしては、住民の皆さんに喜んでいただくために、まずは会派で取りまとめて、今後も公聴会をどんどんどんどん進めて、住民の皆さんの政治参加の機運を高めたいと思っています。そのような前向きな理由から、全体でやるのはどうかなというふうに、私は個人的には思います。

尾上委員

今ほどありました、上田市の議会報告会ですが、私も視察に行かせていただきました。今、江西副座長が言われたように、私も、よくこんなことを7年間もやっていたなと思いました。もっとすごいものを想像して行ったものですから、少し意外で拍子抜けしたというか、集まっている人も、ほぼ動員的なところもありまして、議会報告会はそれだけ難しいのだなという思いを持ちました。それと、まず上田市議会自体がすごく富山市議会とは違っていたと言うと語弊があるかもしれませんが、非常に議員一人一人が富山市議会は、どちらかという与会派によって考え方もものすごく違う—それは、当たり前のことだと思えるのですけれども、大きな違いがあると僕は思っている

ものですから、その点、上田市は会派はあるものの、別段、何党の会派、何党の会派、何党の会派というのではなく、ただ便宜上会派を組んでいるというようなことを言われていましたので、そう考えると、今、江西副座長が言われたように、今の富山市でそれができるかということ、非常に難しいのかなと私も思います。ただ、やはり何かしら取り組んでいくような一今、他会派からは出席してもらえなかったという細入の公聴会にも私は行きたいなと思っていましたが、たまたま視察に出ていたものですから行けなかったのですけれども、機会があれば今度は行かせていただきたいと思っておりますので、会派のほうにも御案内をいただければありがたいなというふうに思います。

佐藤委員

先ほど、この4点目につきましても、お話をさせていただきましたので、重ねてになりますけれども、皆さんの御意見を伺って、特に、江西副座長が本当に精力的にいろいろな企画をしていただいていることに、心から感謝をしております。私も、それぞれ日程的に参加できなかったものですから恐縮なのですけれども、まず、先ほど冒頭で申し上げましたとおり、議会報告会という

のは、市民にいかに議会が見えるようにするかということ一近しく思っていただけでは幸いですけれども、やはり、当局の予算案についてどうだああだということ、市民の代表として、ある意味では沈着冷静に議論をするわけでして、予算を通した説明責任が当然発生するわけです。おもしろかろうが、おもしろくなかろうが、やはり、議会に傍聴に来ていただけないのであれば、例え1人でも2人でも出向いて、こういったテーマが今回主流になりました、議会としては、これに賛同させてもらった結論ですので、これについては説明を申し上げますと、そういう意味での議会説明の責務があるのだという、僕は認識しております。あとは、先ほど言いましたけれども、意見交換会というような、政策に反映するようなことを考える場合には、議会報告会では少し限界もあるのかなと思います。そういう意見交換会は、自民党さんでも積極的にやっていたいているということですので、そういったところもまた、根気強く一恐縮なのですけれども、人数が少ない会派ですとなかなか行けないものですから、誘っていただければ、ぜひ、何とか日程調整をして一緒に行きたいと思っています。これも提案として、より市民に理解いただけるよ

うな議会になっていこうと、そういう意味で、私のほうでは、住民の説明会や意見交換会というような表題にあえてさせていただきました。ただ、議員が何をやっているのかわからないからそれを一何度も言いますけれども、やはり、村石委員が何度も言われるように、議会として、チーム議会として説明責任があると。また、チーム議会として、市民の皆さんの御意見を何とか行政のほうにも反映をさせたいということで、ただ、政治ですので、ある程度、妥協すべき点も一当然、限られた予算の中ですので、今回についてはこれを反映できませんでしたということも踏まえて説明責任がある。そういう意味で、二元代表制をしっかりと市民の方にも一ある意味では、おもしろくない議会だけれども、何十人も来られなくても私はやるべきかなということで、これも提案をさせていただきました。

村石委員

1つは江西副座長が言われたように、大変苦労してやっているということは、私もそうです。何回も市政報告会を呉羽会館でやっています。そのときは、やはり2カ月前から、その取組みにかかります。私の場合は、100人とか140人とか180人に集まってもらって、報告会をしているので

すけれども、そういうことよりも、呉市の取組みの中身を見てみると、平成24年と平成27年を比べると、同じ16会場でやっても参加者が200人ほど減っています。だけど、アンケートを見てみると、よかったということや、次回も参加したいという人が半分以上いるわけです。何を言いたいかというと、参加者の数だけではなくて、そこで報告会をしたときに、どれだけ満足度があったのか、それが次につながるのかということ、考えていく必要があるというぐあいに思いますので、まずは始めてみるということが大事だと思います。それと尾上委員の意見は全く一緒です。社民党会派は、会津若松市議会に視察に行きました。会津若松市議会は、前から議会改革に取り組んでいて、どうしてできるのですかという質問に対しては、各会派は議員同士の仲がいい—当然、国政選挙のときは政党間の選挙になりますのでぶつかりますが、それ以外は絶えず意見交換ができる、話合いができるということと、もう1つは、自民党の皆さんにはなんですけれども、大きい会派でまとめる人がいるかどうかもキーポイントになるのではないかと。人数が多いところが政策をまとめることができないときに、まとめる役の人がおられればい

いと思います。大津市議会の清水次長ですか、大津市議会にはボスがいると、こんな言い方をしていますよね。そのボスは、悪い意味のボスではなくて、いろいろな意見が出てきたけれども、最後にその意見をまとめる、そういうボスがいるのだと。だからチーム大津市議会としてまとまって、いろいろなことができるのだという意見を聞きました。

押田委員

今、村石委員のほうから、まず始めてみるということ、そして、大津市のボスの話も出ましたけれども、実際の話、運用というか運行をしてみるという話になったら、同じテーマでまとまるのかどうか。地区はどうするのか。場所は、どうしますか。水橋地区でやりますか、それとも細入地域でやりますか。その選定を一体、誰がするのか。会派の人数は、大きな会派も小さな会派も1人ずつでいいのか。それでは、大きな会派は何人出してもいいという形にするのか。時期はどうするのですか。選挙の間際にそういうことをやるのですか。まだまだそういった越えなければいけないハードルを考えた上でないと、今回の調査会で継続できるかすらどうかわからないくらいの大きな問題がたくさんあることを、今ここで考え



るべきだと思います。

上野委員

今ほど、皆さんもたくさん御意見をおっしゃいましたが、私どもの会派としては、こういった意見交換会や議会報告会ということ、やはりしたほうがよいというふうに思っています。皆さん、特に佐藤委員もおっしゃっておられますが、チーム議会として、議会としてどういう立ち位置にあるのかということの説明する責任も、もちろんあると思います。あとは意見交換会という形になれば大きな会場であるのか、それとも少人数で、上田市のように車座という形であるのかという細かな検討事項が出てくると思いますし、今回、今すぐにという形で結論を出すことは難しいと思いますので、継続という形にしていっていただけないかなと思います。

村石委員

押田委員の言われた検討項目について、呉市の場合は、常任委員会単位で市政報告会を開いており、報告に30分、意見交換に60分という形でしています。開催時期は、平成28年の場合ですけれども、10月7日と11月1日から11月18日までという期間になっています。ですから、お互いに話し合って決めていけばいいことではな

いかと思っています。

座長                   そこまでやるのに、誰が主体でやっている  
                          と言っていたでしょうか。

村石委員               呉市の場合は、政策研究会の中で議会報告  
                          会の流れを決めています。政策研究会は、  
                          副議長を委員長とし、各会派の政策責任者  
                          1名ずつで構成されるということで、議会  
                          報告会の企画及び検証をしていくというこ  
                          とです。議会報告会が行われるときには、  
                          各委員会で勉強会と発表練習もするという  
                          ことになっているということで、報告会が  
                          行われたら、各地区の報告書を提出しなけ  
                          ればいけません。その報告書を検証して、  
                          また来年度に生かすため、報告書の取りま  
                          とめを行っているということが、呉市の流  
                          れです。

尾上委員               上田市では、広報公聴委員会が企画してい  
                          ると言っていましたよね。企画をするところ  
                          は決めればいいことだと思うのですが、  
                          私も今すぐこれをどうこうということは、  
                          非常に難しいというふうに思いますので、  
                          継続にしてもらえればいいのかと思います。  
                          す。

座長

きょうはいろいろと御意見をいただいて、情報交換もした状況であります。実際に運営するにはどういう課題があるのか、誰が、どういうチームで行くのか、全体で行くのか、常任委員会みたいなチームで行くのか、内容や運営、あるいは市民の反応、継続して開催できるのかということも含めて、それぞれまた各会派で視察なり、少し深めていただきたいと思います。先ほど何人かの委員の皆さんからも言われたとおり、このことについても継続ということで引き続き協議させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

それでは、そのように決定いたします。最後になりましたが、請願・陳情者の意見陳述の制度化について、を議題に上げます。このことについて、何か御意見はありませんか。

赤星委員

提案者です。現在は、請願や陳情をされた方が直接、委員会などでその思いや請願した理由などについてお話ししていただくことが制度化されておられませんけれども、紹介議員が聞いた話だけではなくて、その方

がどういう状況があって請願に至ったかということを経験した上で、議会在審査をするべきだと考えておりますので、ぜひ、これを採用していただきたいと思ひます。

尾上委員

赤星委員が言われたように、今は制度化されていないのかもしれないけれども、やっではないというルールではなくて、以前も私一厚生委員会の時でしたか、具体的な名前を出すとあれなのかもしれないけれども、ある方が委員会のメンバーの前で陳情の理由を述べられたこともあったと思ひますので、私はあえて制度化する必要はないのかなと。今のルールの中で、十分に可能なのではないかと思ひております。

村石委員

議会運営委員会で視察した市議会でも、請願の意見陳述ができるというところがありました。そこでは、請願を議会事務局が受け取る時に、まず、意見陳述をしたいか、したくないかを聞くということです。聞いた上で、全部が認められるわけではなく、これは陳述をしてもらおうということ、どこかの機関で話し合っ、では、してもらいましょうと決めるというような方法があるわけです。そういう意味では、今でも、やろうと思ったらできると思ひますので、

こういうことがある以上は、意見陳述ができる機会を現実にさせてあげたいというぐあいに思います。これも市民の声を聞く1つの手段になりますので、ぜひお願いしたいと思います。

久保委員

私は2回しか定例会を経ているので、新人らしい意見として聞いていただければ助かるのですが、請願の制度自体で言えば、まず請願文で私たちがしっかりと一市民の皆さんにも把握できる請願文をしっかりと出していただくということが最初なのかなと。私たちは、市民の代表として選ばれています。請願の紹介議員になる議員におかれては、当然、そういった方々の願意を酌み取って、議員の間で説明ができるほどの思いを持っていただきたいのです。それでもなお、請願人が前に出てきてしゃべらなければならないという環境があった場合には、もちろん必要なのだろうなと思いますけれども、私の拙い過去2回の定例会の経験の中でいうと、請願人から直接話を聞かなければ、私たちが請願の是非を判断できないというケースには、まだめぐり会っていないので、私は今の時点では、必要性を感じないなと思っております。

佐藤委員 座長、大変恐縮なのですがすけれども、何人かの方が言うておられるとおり、現状では、意見陳述ができるのかどうなのか、現状の体制について確認をさせてもらえますか。

議事調査課長 現状は参考人という形で、委員会が議長を経由して参考人の出席を求めるということができます。それから、請願につきましては、委員会は審査のために必要があるときには、紹介議員の説明を求めるとされています。

佐藤委員 先ほど、幾つかの御意見がありましたけれども、現状でもできるとか、さまざまなお話があるものですから。私個人としては、請願される方には、先ほど、視察先の話もありましたけれども、当然、請願をされる限りは、付託される委員会等々で、その内容について説明責任を負っていますよということで、説明に来ていただく一紹介議員ということも大事ですけれども、やはり御本人が説明をされるということがあっていいと思います。ただ、現状で制度化するということは、大変、重いことなのかもしれません。現状でもどうなのか、ここは、なかなか判断しかねるところだというふうに思っています。

村石委員 議会事務局に確認してほしいのですが、陳情書を出した方が、総務文教委員会で陳述した例があるということは、どういうルールでそうなったのかということと、厚生委員会では、某企業の社長に参考人として来てもらったことがあるので、請願者が請願について陳述をしたいという要望がある場合の正確な規定というものはどうなっているのか教えていただきたいのですが。

議事調査課長 今、村石委員がおっしゃった厚生委員会、それから総務文教委員会での参考人について一あれは参考人ですが、委員会が参考人の出席を求めたものでございます。

座長 陳情については、富山市議会は成文化したものがなかったため、明文化してまいりました。陳情については慣習として、それを取り扱う、取り扱わないということは議長に一任していて、県議会も陳情については、陳情があったということで、その案文を議員に配付する程度で、そこまではやっていなかった一要するに、広聴の機会とか、参考人の機会とかいうことは設けていませんでした。あるいは、議長の裁量で一読するという形でやっておりましたが、ことしの2月にこのことを明文化して、議長が議会

運営委員会に相談することができると、議長が議会運営委員会に意見を聞いて、委員会に付託するという格好になっております。あるいは、付託しないということもありますが、そういう形です。ただ、陳情の内容によっては一私も委員長の経験がありますので申し上げますが、やっぱり委員会として、委員の皆さんがこの陳情、陳述の案文だけを見ていても、具体的にどこに願意があるのか、よくわからないことがあったものだから、これは皆さんに審議を深めていただくためには、その願意をもう少し具体的に説明してもらわないといけないということで、随分長く、30分ほど述べていただきましたし、こちらからも質問をしてということもありました。陳情の取扱いについては、ことしの2月に取り上げる、取り上げないということについて議会運営委員会の意見を聞く一議長に一任ということでは、議長の責任も随分と問われるものですから、そういう取扱いを検討いたしました。参考人については、その委員会が必要というときにはやるということであります。当然、請願には、御案内のとおり紹介議員がついて、所管委員会に、本会議に付託されますから、その委員会の権限で参考人として呼ばれることは十分に可能です。そもそ



も先ほど村石委員が言われたように、請願者は、これに至った経緯も含めて案文を一願意はびしっとやりますが、その背景についても表紙につけてこられることも成文化することの一作業だと思っております。ですから、他の事例一議会運営委員会で見してきた例では、してもいいよという条例をつくったり、請願の紹介議員は所管委員会にはいけないというところもありました。これもいろいろな事案を見たり聞いたりして検討しないと、ただ安易に制度化すればいいというものではなく、その中身をよくよく吟味しなければいけないと思います。今の制度では請願者、陳情者の願意が通らないということではなくて、現状の中で、請願書なり陳情書に、その願意や経緯を載せてもらうということを求めることも、今の中では大事だなと。当然、紹介議員はそのことに配慮して、アドバイスをさせていただければありがたいと、付託された委員会で、皆さんに同意してもらえようような努力をしてもらうことも当然だろうと思います。

赤星委員

また事務局に確認をしていただきたいのですけれども、逆に請願者から、ぜひ意見を生で聞いてもらいたいのだという申し出が

あった場合—今ほどの説明では、委員会が参考人として呼ぶ場合はということですがけれども、請願者から希望があった場合はどのようなルールになっているのですか。

座長 特に請願ということですね。

赤星委員 はい。

議事調査課長 そのようなお話があれば、委員長に相談して、委員会として参考人として呼んで話を聞くという判断をすれば参考人として呼びますし、その必要がないという判断をされれば呼ばないという形になるかと思えます。

赤星委員 今現在、会議規則などにそのことは明文化されていないということですね。

議事調査課長 あくまでも委員会が参考人として出席を求めるとのことですので、本人からの要望でということとは明文化されておられません。

赤星委員 制度化するということは、何も重たいことではなくて、そういうことをちゃんと会議規則としてルール化する、書いておくということで、こういうことがあった場合にはできますよとか、例えば、請願を議会事務

局で受理したときに、意見陳述されますかと、することもできますよと必ず聞くとか、聞いたり聞かなかったりすると、「そんな制度あったの、知らなかった」と、そういうことにならないように、制度化ということを行っているのです。それと請願者がきちんと文書で誰にでもわかるようにするということですが、そういう文章が誰にでも書ければいいですよ。いいのですが、皆さんもう十分に御承知のように、請願権ですから、何人にも保障されているものですから、必ずしも文章が上手に書ける方ばかりではありません。私たちが会派として紹介した請願の中には、旧町村で議会の様子がわからなくて、ケーブルテレビ中継を早くやってほしいという、そういう思いを手書きで出された人が何人もおられました。そういうことから、必ずしも立派な文章にして出さなくてはいけないということではなくて、そういう思いを直接お聞きするというのも、大事な市民参加、市民が議会に直接参加していただく意見聴取の大事なツールだと思うので、こうやって提案しているわけです。ぜひとも御理解をいただきたいと思います。

木下委員

請願の受付時に、みずからが説明すること

を希望するかどうか確認をするということは、他の議会でもやってはいるようです。その可否を、今度は委員会で判断して、それを請願者に伝えて、可であれば話すということもあるようです。それは、それぞれの議会の状況もありますから、どういうふうにすれば富山市議会でも取り入れられるのかという検討、前向きな検討はしてもいいのではないかと思います。赤星委員も今おっしゃいましたけれども、市民の政治参加といいますか、地方政治というのは議員だけではなくて、その地域の市民、住民と一緒にやってつくっていくものだと思いますので、請願だけでは足りないし、しゃべりたいのだという市民の思いもないとは言えません。なので、それをしっかりと酌み取れるような制度をつくる、そのようなこと自体は前向きな話ですので、富山市議会ではどのように試みれるのかという、前向きな検討や議論はしていてもいいのではないかと思います。

座長                   ほかに御意見はございませんか。

〔発言する者なし〕

座長                   継続的な話もありましたし、今のままでも

いいのではないかという2つの意見があったように思うのですが。どういうものでしょうか。

佐藤委員

先ほど赤星委員からお話しいただきましたが、ある意味では、現状を明文化するというようなことも必要なのかなという、そういうお話だったかと思います。あとは、さまざまな角度から意見があるわけですので、それこそ、提案者の願意がどういうことかお聞きしまして、現実には今、委員会の判断で参考人という形だけれども、御本人の意思を確認することはできるということになっています。今、木下委員がおっしゃったように、そこが明確に説明がされていないということであれば、再度そこを明文化するのか、先ほど座長がおっしゃったように、請願・陳情一特に陳情については、ことし、その取扱いについて形にしたところですので、もう少しいろいろな角度で不都合があれば一今は現実にできるわけですので、基本的な事項として明文化するタイミングがあれば、そのようなことも必要なのかなと思います。意見で恐縮ですけれども。

座長

よろしいですか。

村石委員 佐藤委員の意見でいいです。

座長 現状の中で取りまとめますが、例えば請願の中で、請願者が毎回毎回陳述をさせてくれという事案が多くなれば、それはそれで考えなくてはいけない時期が来るかと思いますが、現状のままということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

村石委員 結論が出たということですか。

座長 今年度は。

村石委員 座長のまとめ方でいいのですが、決して陳述できないということではなくて、方法論としては参考人として委員会から呼ばれた場合にはできるということで、このまま運用をしていって、不都合があれば、この問題についても継続して考えていこうということであれば、それでいいのではないのでしょうか。

座長 そういうことです。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

それでは、そのように決定いたします。

以上で、本日の5つの協議事項は全て終了しました。貴重な意見をいただき、ありがとうございました。

本日御協議いただいた項目につきましては、正副座長から議長に協議結果を報告することといたしますので、御承知おき願います。次回の開催日程及び協議事項については、正副座長で協議して、改めて御案内したいと思います。

これをもって、本日の議会改革検討調査会を閉会いたします。

平成29年11月29日  
議会改革検討調査会記録署名

座 長 柝 山 数 男

署名委員 赤 星 ゆかり

署名委員 村 家 博